

令和 6 年 4 月 1 日

山県市議会議長

様

山県市議会議員

山崎 通

## 政務活動費収支報告書

山県市議会政務活動費の交付に関する条例第6条に基づき、下記のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

## 記

## 1 収入

政務活動費 240,000 円

## 2 支出

(単位：円)

| 項目        | 金額      | 備考                |
|-----------|---------|-------------------|
| 調 査 研 究 費 | 15,030  | コピー代              |
| 研 修 費     | 0       |                   |
| 広 報 費     | 219,670 | 「私のひとりごと」印刷代      |
| 広 聴 費     | 0       |                   |
| 要請・陳情活動費  | 0       |                   |
| 会 議 費     | 0       |                   |
| 資 料 作 成 費 | 0       |                   |
| 資 料 購 入 費 | 30,030  | 自治体情報誌 ディーファイル購読料 |
| 人 件 費     | 0       |                   |
| 事 務 所 費   | 0       |                   |
| 合 計       | 264,730 | 超過分は私費にて対応        |

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 3 収入支出差引額

-24,730 円

様式第3号（手引き第4章関係）

令和5年度 山県市議会政務活動費会計帳簿

議員名 山崎 通

（令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日）

単位（円） 【1－1】

| 日付    | 整理<br>番号 | 条例別表<br>の項目名 | 適 用              | 領収額     | 政務活動費<br>充 当 額 | 支出可能額<br>(残) |
|-------|----------|--------------|------------------|---------|----------------|--------------|
| 5 9   | 1        | 調査研究費        | コピー代             | 4,050   | 4,050          | 235,950      |
| 8 10  | 2        | 調査研究費        | コピー代             | 180     | 180            | 235,770      |
| 9 5   | 3        | 資料購入費        | 自治体情報誌デイーファイル購読料 | 30,030  | 30,030         | 205,740      |
| 10 6  | 4        | 広報費          | 「私のひとりごと」印刷代     | 117,920 | 117,920        | 87,820       |
| 10 13 | 5        | 調査研究費        | コピー代             | 10,800  | 10,800         | 77,020       |
| 2 2   | 6        | 広報費          | 「私のひとりごと」印刷代     | 87,500  | 87,500         | -10,480      |
| 2 5   | 7        | 広報費          | 「私のひとりごと」印刷代     | 14,250  | 14,250         | -24,730      |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
|       |          |              |                  |         |                |              |
| 合計    |          |              |                  | 264,730 | 264,730        |              |

注 この会計帳簿に記載する整理番号及び政務活動費充当額は、領収書貼付用紙の記載した整理番号及び政務活動費充当額と一致する。

様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |         |                     |       |
|--------------------|---------|---------------------|-------|
| 年 度                | 令和5年度   | 項 目                 | 調査研究費 |
| 整 理 番 号            | 1       | 議 員                 | 山崎 通  |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容) |                     |       |
|                    | (按分率)   | (政務活動費充当額)<br>4,050 |       |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | コピー代    |                     |       |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |         |                     |       |

領 収 書

№ 15068

山崎 通 様

¥ 4050 -

上記の金額 印刷代 として領収しました。

25 年 5 月 9 日

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

会 長 丹 羽 英 之

取扱者印



様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |         |                   |       |
|--------------------|---------|-------------------|-------|
| 年 度                | 令和5年度   | 項 目               | 調査研究費 |
| 整 理 番 号            | 2       | 議 員               | 山崎 通  |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容) |                   |       |
|                    | (按分率)   | (政務活動費充当額)<br>180 |       |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | コピー代    |                   |       |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |         |                   |       |

領 収 書

№ 015686

山崎 通 様

¥ 180 -

上記の金額 印刷代 として領収しました。

25 年 8 月 10 日

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

会 長 丹 羽 英 之



様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |                  |                      |       |
|--------------------|------------------|----------------------|-------|
| 年 度                | 令和5年度            | 項 目                  | 資料購入費 |
| 整 理 番 号            | 3                | 議 員                  | 山崎 通  |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容)          |                      |       |
|                    | (按分率)            | (政務活動費充当額)<br>30,030 |       |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | 自治体情報誌デューファイル購読料 |                      |       |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |                  |                      |       |

No. ....

領 収 証

山崎 通 様

金 額

¥30,030

但 自治体情報誌デューファイル(2023年6月号~11月号)読代  
2023年7月号発行号~12月号発行号  
2023年9月15日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等( %)

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

イマジン出版株式会社

代表取締役

片岡 幸

様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |              |                       |      |  |  |
|--------------------|--------------|-----------------------|------|--|--|
| 年 度                | 令和5年度        | 項 目                   | 広報費  |  |  |
| 整 理 番 号            | 4            | 議 員                   | 山崎 通 |  |  |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容)      |                       |      |  |  |
|                    | (按分率)        | (政務活動費充当額)<br>117,920 |      |  |  |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | 「私のひとりごと」印刷代 |                       |      |  |  |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |              |                       |      |  |  |

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

山崎 通 様

令和5年10月6日

|     |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 9 | 1 | 1 | 7 | 9 | 2 | 0 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|



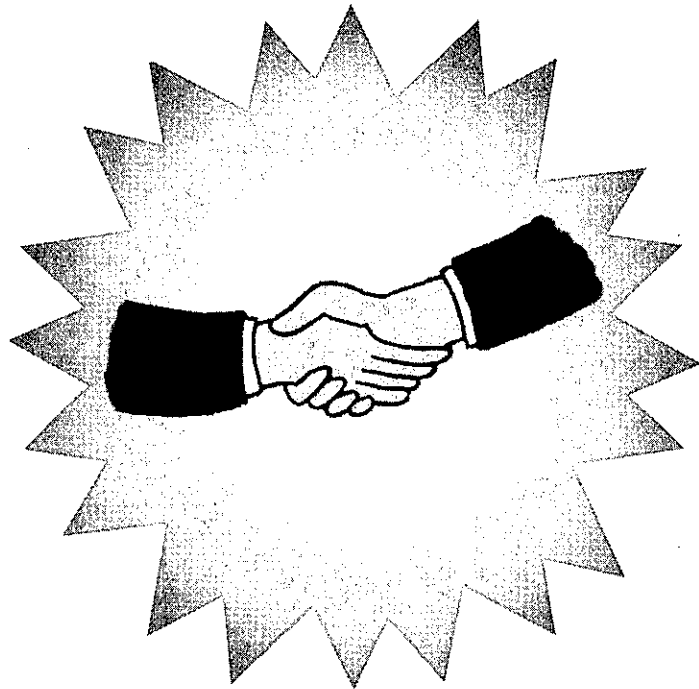
但し

上記の金額正に領収いたしました

加 藤 印 刷

〒501-2102  
岐阜県山県市伊佐美420  
TEL <0581> 27-2236  
FAX <0581> 27-3204

T 7810991789915



ご笑覧下さい

山崎 とおる

## 運 動 会

子や孫の運動会を観に行った方も多いことと思います。小・中学校の一大行事の一つで楽しみにしている家庭も多いことでしょう。活躍を夢見ているアスリートジュニアは、本番の日を指折り数えて待ち望んでいることと思います。それとは逆に、運動や集団で行動することへの、苦手意識がある子もいるでしょう。



運動会の、開催目的が何かな？・・・とあらためて考えてみました。

運動会が、近づくやうと憂鬱（ゆううつ）な気持ちになり、意気消沈していくのは、運動が苦手で、徒競走（かけっこ）はいつも最下位です。特に組体操や縄跳びのように団体で競う種目では、仲間の足を引っ張ることへの不安がつきまとう・・・

練習を重ねても、つらい思いをするだけです。学校行事としての運動会は、明治初期に、海軍兵学寮で開かれたのがはじまりとのことです。その後 小学校の行事に「体操」が、加わったのがきっかけで全国に広がりを見せた。現在は学習 指導要項の中で「特別活動」の一つ「健康・安全体育行事」の一環として行われています。無理に感動を演出するような、組体操や過度な勝利至上主義などが問題となり、最近では、プログラムの中には、過激さをなくしているとのことです。



運動会が、つらいと感じている子のケアを どのようにサポートするかが課題でしょうネ。

『負ける』・『うまくできない』という経験は、幼少期からの成長にとって、とても大切な試練だそうです。自分なりに工夫をして試行錯誤の末、何かを見いだせるか。それが運動会ではないでしょうか。

スポーツの中で共感し 喜怒哀楽を素直に表現できるトレーニングを子ども（のうちから培って欲しいものです。

富岡小学校の 鷲見 亮 校長先生は、運動会のはじめの挨拶で、児童たちに檄（げき）を飛ばしながらも破顔一笑（はがんいっしょう）の笑みを浮かべ、大会にのぞんでは、常に公正・公平の応援者であると、右足の靴は、赤色シューズ 左足の靴は、白色シューズと、赤組・白組への温かいエールを送られていたのが印象的でした。

（思いやりに感謝です）



（蛇足）

トラック競技は、左回りですが特に人間は左回りの方が走りやすいという科学的根拠はありません。1913年「大正二年」に国際陸上連盟創立時にルールが統一がされ、トラック競技は左回りとなりました。

## 自治会運営の危機

「自治会」の加入率の低下は叫ばれて久しい。加入率の低下はもとより、「町内会」を抜ける人たちが後を絶たない。既に、自治会の解散に踏み切った自治会もあり、事態は深刻です。理由は、① 会費が払えない（経済的理由）② 会長など役員が大変（労務の理由）③ 会員であることのプラス事項（メリットがない）。

（子どもが中学校になって子供会を抜けると、自治会をやめてしまう家庭が多くなってきました。

都市部の「新興住宅地やアパートなどでは、自治会に入っていない世帯が殆んど」のようです。県の調査でも 1 世帯の人口が少なく、核家族や一人暮らしの世帯の脱会世帯が、年を追うごとに増加をしています。

未加入世帯は、ごみの収集が困難になることと、先に述べた子ども会加入などが、制約されるぐらいで、①から③までを上回るほどの必要性が見当たらない。地域の「基本単位」である自治会への興味が沸かないのも当然かもしれません。

「地方選挙全国意識調査」による居住年数による投票参加率をみると、「生まれてからずっと」この地域に住んでいる人は、67, 4%と最も多く、年数が減っていくのに合わせて減少。居住年数が「3 年未満」では、わずか 37%まで落ち込む。

地域に関心を持ちづらい市民の声を鑑み、加入率を上げるためには、メリットを創出しなければなりません。苦肉の策だが、マイナンバーカードとは別物ですが、自治会に加入すればポイントカードがもらえ、イベントに参加すればポイントがたまる。カードのポイントが溜まれば市内で買い物も増え一挙両得になるって考えは甘いでしょうか。

自治会行事に欠席したり、地域のボランティア活動などの使役に出れない  
(こ「出不足金」を課せられる地域も存在するとのことです。

「町内会費を払ってまでも」・・・と思っていた人たちにも理解が得られるような妙案ではないでしょうか。

会員の方たちに、プラスになることを考えるならば、ポイントカードの構築は、それなりに役割を果たすのではないのでしょうか。

自治会が崩壊すれば 一朝有事の助け合いはもとより行政とのパイプは破た  
(くします。何よりも日々の生活の安心や安全さえも保たれなくなります。

自治会入会で 楽しもう ！！



## 国家権力

なりふり構わず、ストーリーをつくり、供述を集めていく特捜部の捜査姿勢が赤裸々に批判されています。(令和5年7月23日の記事)

河井克之・元法務大臣が公職選挙法で実刑となった。妻・案里氏の大規模買収事件で検察側が、巧みに誘導していく様子が記録されていた。

(元広島市議(伊藤昭善)氏の取り調べの中で「検察」に協力したら起訴しないという約束があったり、云う通りにすれば悪いようにはしないなどと誘導する。 最初から犯人は決まっており、その方向で供述や証拠を集めて誘導してゆくのが検事たるものです。

調書を取り始めると、まずは脅しをかける 震え上がらせたら「でっち上げ」を朗読する その後は、温情派を謳い(うたい) 情けを掛ける 繰り返し 繰り返しの連続で、手中に落とす。(飴と鞭の使い分けでしょう) 後半に入ると  
(供述調書の作成は検事の「都合の良いところのみ」とし、それ以外は、巧みに削除する 狡猾(こうかつ)な手法は、全国の地検特捜部検事の「手柄を挙げて出世する」 なりふり構わずの「身勝手」極まりない法曹界の現実です。

元市議らによると「証人テスト」は、公判出廷直前まで12回にわたって、法廷でのシミュレーションを行い、自白調書の通り証言するように繰り返し求め、素直に訊けば市議らを「不起訴」にすると示唆されていたとのことです。裏取引の成立です。

特に注目したのは、「陣中見舞い」と『陣中見舞いの形』はどう違うのですか？と尋ねると検事は、【形】が入ると本当は（買収資金）だけど、この一文字で内容の明確さが薄れるようです。

「陣中見舞いの形」を何度も練習した市議に「裁判になったら、練習したことをおおっぴらにしないように」と、検事から口止めもされていた。

元広島市議の多くは、河合元法曹の公判で検事から事前に受け取った「証（テスト）」のメモ通りに裁判所の法廷で『自白』文を読み上げ決定打で河井克之元法曹の有罪確定をする。

これが、正義を詠う特捜で白いものでも、赤いものでも黒く塗りつぶす。

これが 国家権力 です。

\*参議院議員広島選挙区買収事件

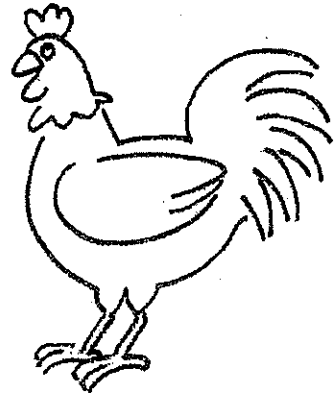
（ 2019年広島選挙区で河井克之元法相が、地元議員らに現金を渡し、妻・案里氏の集票を依頼したとして、東京地検特捜部が2020年6月に公職選挙法違反容疑で河井夫妻を逮捕した。100人に計約2870万円を配ったと認定した事件。

## 御参り

東深瀬には、国宝文化財の白山神社や 東深瀬中洞には、山県市指定文化財の十一面観音菩薩（じゅういちめんかんのんぼさつ）があります。東と西 それぞれの地域の守り本尊と崇められてきました。神社のお迎えする玄関口には、ほとんどの神社に鳥居（とりい）があります。

神社を表す記号も  のマークをかたどっています。あの形は、鳥のとまる「とまり木」を表したものです。

鳥居の原型は、神道に縁（えん）の深い（長鳴鳥）“にわとり”のとまっている形とこのことのようにです。



にわとりが、神様にゆかりの鳥かというと 天照大神（あまてらすおみのかみ）が、岩戸から外に出られてすぐに、闇に包まれた高天原（たかまがはら）に、眩い（まばゆい）ばかりの日の光がさしたときに、にわとりが、一斉にコケコッコーと鳴きました。昔からにわとりは、夜明けを告げる縁起の良い鳥だったようです。我が家にも、つい先日まで 6 羽のにわとりが、庭内を縦横無尽に走り廻っていましたが、夜明けの知らせを、コケコッコーと大音声で啼き、家族中が布団から

飛び起きるほどで、となり近所に顰蹙（ひんしゅく）を買う 強烈な  
鳴き声でした。 「そんなわけで今は飼っていません」

災いや悪霊の溢れる夜の闇に終わりを告げ、神様の先導役として、  
神社の入り口にある 𠩺 「鳥居」には、『にわとり』がぴったりだった  
ようです。

神社なら、必ずしもにわとりと 限っているわけではありません。

（ 商売繁盛の、神さまとして人気のある稲荷神社には、「キツネ」が  
2匹いて、油揚げがお供えしてあります。神社には、狛犬が悪しきも  
のが入らぬように見張っていますが、 一方、稲荷神社では、狛犬の  
代わりにキツネの像が安置されています。ご祭神である稲荷神のお  
使い/（神使い）なので境内に控えています。

（ キツネは肉食動物だから、植物からつくる油揚げは、好物ではない  
はずですが、昔の人がネズミを捕まえてくれるキツネに、感謝の意を  
表して、巣穴に盛り沢山の農作物を持参しましたが、キツネが食べら  
れるものが無く、唯一 キツネが食べるのは、油揚げのみだったよう  
です。 油揚げだけが、無くなっているのを観て、油揚げがキツネの  
好物と勘違いしたのが、あげ 奉納の始まりとのことでした。

観音様は、正式には「観世音菩薩」といいます。様々な観音像がありますが、東深瀬は、「十一面観世音菩薩」です。その名の通り顔が11面あります。 十一面観世音の、正面の3面は菩薩面、左3面は怒った顔の忿怒面（ふんぬめん）右3面は歯をむき出した白牙面（びやくげめん）さらに如来面（にょらいめん）、「如来とは仏の尊称です」後面には、暴悪大笑面（ぼうあくだいしょうめん）暴悪大笑面は、大きな口を開けて笑っており、よからぬ行い者への蔑み（さげすみ）の笑いだそうです。

いづれにしても、神道とは、随神（かんながら）の道とも云うそうですが、日本民族の伝統的な信仰です。神威をもって 倭の国を治めている八百萬（やおよろず）の神が、人々の暮らしを見守っておられることは確かなようです。

\*お参りで柏手（かしわで）を打つのは神道の礼法。

お寺では、仏前で静かに手のひらを合わせて合掌

する。音を立てないで、併せた右手は仏様を表し

左手は世俗のけがれを持つ、自分自身をあらわす。

両手をじっと合わせることで仏様と一体になり、

その前に身を投げ出すことの意のようです。





## 電動キックボード

都市部を中心に普及が進む電動キックボードの規制が、令和 5 年 7 月 1 日から緩和されました。16 歳以上であれば免許不用で低速なら歩道上の走行が可能になります。山県市議会でも取り巻く概況が審議され、利便厚生に注目しています。短距離を、移動する手軽な乗り物として多くの人の利用が見込まれますが、使い勝手が良くなる一方 事故の増加が心配です。便利になればそれだけ事故へのリスクが増えるのは、しごく 当たり前の話です。

交通手段の多様化がすすめば、安全対策の強化が必須になります。

道路交通法の改正で最高速度が時速 20 キロ以下で一定サイズ以下の機種が「特定小型原動機付き自転車」と区分される。最高速度を 6 キロ以下に設定すれば歩道も走れます。

ヘルメット着用は、自転車と同じ努力義務です。

電動キックボードを含むマイクロモビリティは、環境にやさしく渋滞緩和などの効果が期待されます。観光地の移動や高齢者の近所へのお出かけには、もってこいの足になります。

自動車中心の交通社会を変え、新たなサービスイノベーションを産むことができそうです。すでに 普及した欧州などでは、事故の

増加が著しく、年を追うごとに規制が強化されています。

安全性が守られなければ社会からの理解を得るのはむずかしいでしょうネ。さらに免許不用となれば交通法規を学ぶ機会も殆んどありません。電動キックボードは、車輪が小さいため安定性も低く、歩行者の接触事故も増え、手軽な分だけに飛び出し事故なども増加するでしょう。

安全な乗り方を教育・啓発する場を拡げ 走りやすい道路のインフラの整備も進めて欲しいものです。

事故が増えれば必然的に忙しくなるのが取り締まる交通パトロールカーです。巡視や警戒が目的で、配備されているが、人手不足の備えも怠りなくです。日本のパトカーは1950年、警視庁に3台導入されたのがはじまりだそうです。

パトカーといえば白黒ツートンですが、最初は真っ白でした。然し、汚れが目立つので、自動車の下部を黒色に塗るようになったということ ??・・・だそうです。

\* マイクロモビリティー      縮小移動

\* サービスイノベーション      奉仕や利益の技術革命



ルールを守って

# 電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

## 公道走行する前に確認を！

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

### check 1 保安基準に適合していますか？

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

#### ■主な基準項目

ヘッドライト

クラクション

バッテリーの安全性

最高速度表示灯（緑色）

※車道等では点灯、歩道では点滅

ブレーキ

ウインカー

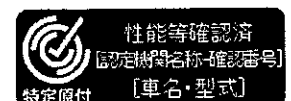
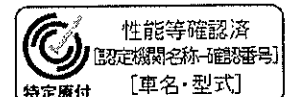
スピードリミッター

テールランプ、  
ブレーキランプ

後部反射器

走行安定性

#### ■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html)

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/hotline.html>



車両型式情報

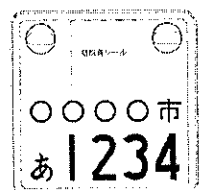


情報提供窓口

### check 2 ナンバープレートは取り付けていますか？

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

通常の原付よりも小型化！▶



### check 3 自賠責保険（共済）に加入していますか？

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

# 交通ルールを守りましょう！

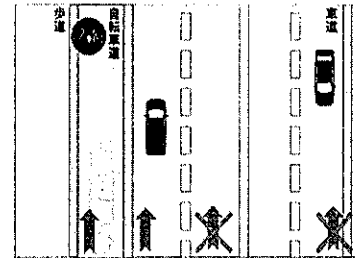
※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

## 主な交通ルール

### ① 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません（※自転車道通行可）。また、原則、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

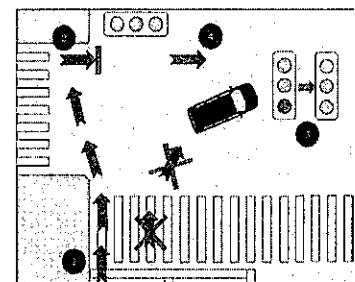
通行場所（イメージ）



### ② 右左折の方法

- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- ・どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

右折の方法（イメージ）



### ③ 通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

### ④ 歩行者の優先

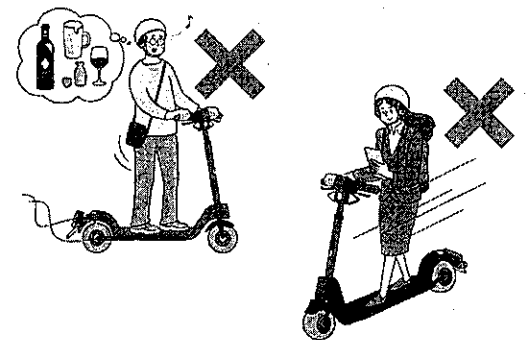
歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

標識（例）



## 年齢制限・飲酒運転禁止等

- ① 16歳未満の運転は禁止されています。
- ② お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。
- ③ スマートフォン等を通話したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。



## 安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



## 交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】

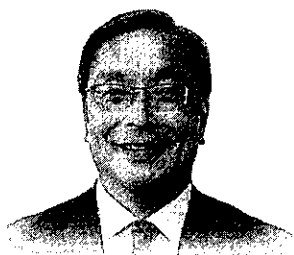
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



弁護士 「弁護をしたり、相談に応じる人」

弁理士 「特許・実用新案などを手伝う人」

司法書士 「登記・測量・許認可を手伝う人」



〒501-2104 山県市東深瀬 521

☎ 22-1412 ☎ 22- [REDACTED]

☎ 090-[REDACTED]-[REDACTED]

山 崎 とおる

様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |         |     |                      |
|--------------------|---------|-----|----------------------|
| 年 度                | 令和 5 年度 | 項 目 | 調査研究費                |
| 整 理 番 号            | 5       | 議 員 | 山崎 通                 |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容) |     |                      |
|                    | (按分率)   |     | (政務活動費充当額)<br>10,800 |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | コピー代    |     |                      |

領 収 書

№ 015737

山崎 通 様

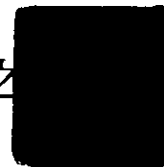
¥ 10,800 -

上記の金額 コピー代 として領収しました。

5 年 10 月 13 日

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会

会 長 丹 羽 英 之



様式第6号 (第6条関係)

## 領収書貼付用紙

|                    |              |                      |      |
|--------------------|--------------|----------------------|------|
| 年 度                | 令和 5 年度      | 項 目                  | 広報費  |
| 整 理 番 号            | 6            | 議 員                  | 山崎 通 |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容)      |                      |      |
|                    | (按分率)        | (政務活動費充当額)<br>87,500 |      |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | 「私のひとりごと」印刷代 |                      |      |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |              |                      |      |

## 証 収 領

No.

山崎通 様

令和 6 年 之 月 之 日

|    |  |  |  |   |   |   |   |   |   |  |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 金額 |  |  |  | 4 | 8 | 7 | 5 | 0 | 0 |  |
|----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|--|



但し

上記の金額正に領収いたしました

加藤印刷

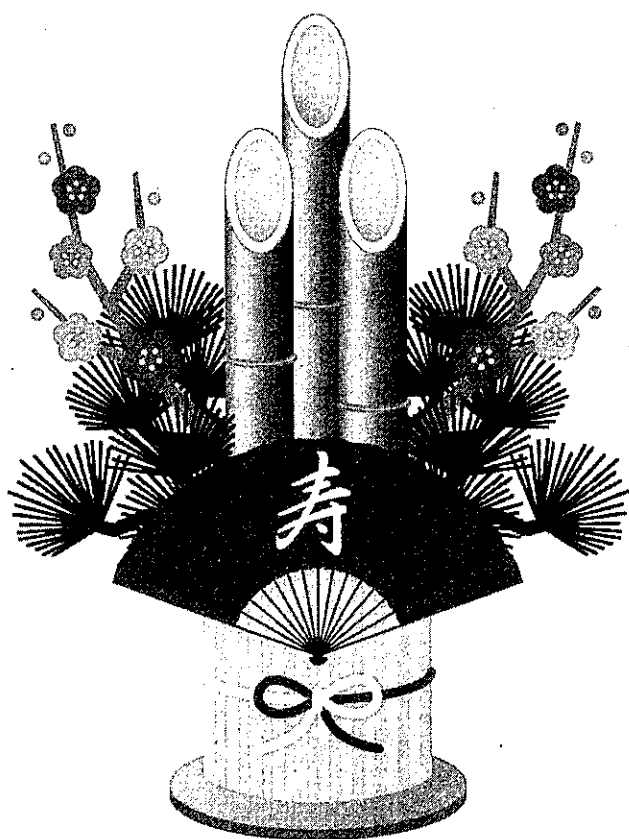
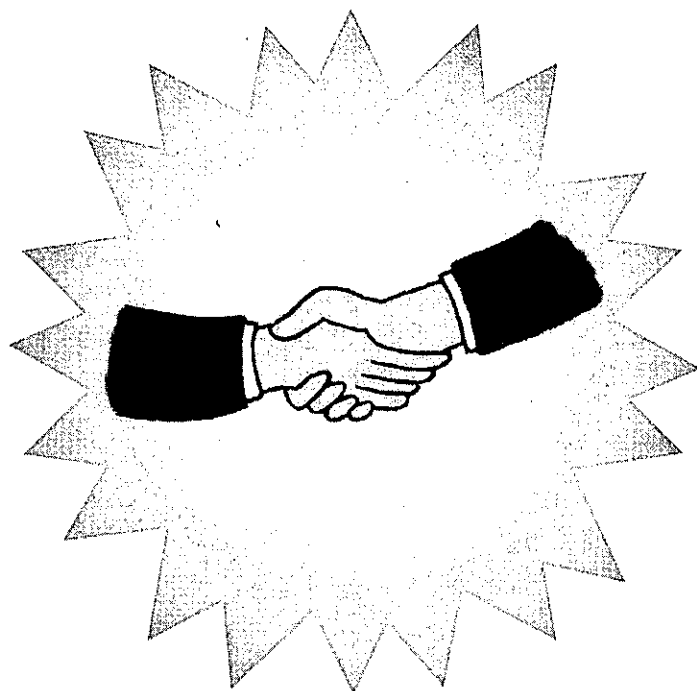
〒501-2102  
岐阜県山形市伊佐美420  
TEL <0581> 27-2236  
FAX <0581> 27-3204

T 7810991789915

私のひとりと

No 20

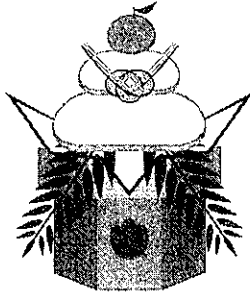
令和6年1月1日



三笑読下さい



## 正 月



「ゆく年・くる年で」の慌ただしい大晦日の繁忙の日々が過ぎていきます。 鐘の音が108回つくというのは、人の煩惱が108あるとされているからです。107ツまでは年内につき、108番目は、新年につくことになっているそうです。 鐘については、煩惱を消し音は、強く 弱く また、強く 弱くの交互に繰り返し、最後の108番目で煩惱がすべて消される・・・というものです。

歳神様（としがみさま）が、正月に降りてくる目印は、門松を玄関に建てることで年の始まりを示し、家の中にお迎えして一緒に過ごす習わしです。

門松に使う松は、冬でも青々として

生命力の強さをあらわし「松」は、

（まつる）に通じると考えられました。



歳神様をお迎えするために、大切なコメをお供えする。その米も、力がみなぎるお餅にしたようです。お米を餅にして重ね、一番神聖な場所（お床）に飾りおいた。それが鏡餅の始まりです。鏡は、古代から神が宿る神聖なものとされていたので、お餅を丸い形「円鏡」に形どった。それで「鏡餅」という。鏡餅の上にミカンを乗せるのだが、

本来は、鏡餅の上には（橙）（ダイダイ）をのせる。ダイダイは「代々家が  
続くように」というねがいが込められています。

しめ飾りには、先ほどの「ダイダイ家が続く」コンブは、よろこ  
ぶ エビは、腰が曲がるまで元気にいられる、など様々な願いが込め  
られているようです。（ほんの一例です）

おせち料理は、すべてが縁起の良い料理ばかりです。もちろん  
語呂合わせですが、黒豆は「まめに暮らす」「数の子は「子だくさん」  
レンコンは「先の見通しがきく」鯛は「めでたい」ゴボウは、地中に  
深く根を張るゴボウのように「家がしっかり続く」キントンは「金団」  
きんとん だからお金が貯まる。

カチンカチンになった鏡餅をいただく

「鏡餅開きは」1月11日の行事です。



ぜんざいや雑煮にして食べるのですが、割って、砕いて食べるのだが、  
（割る）（くだく）（切る）は、不吉なので鏡を開くといっておいしく  
召し上がったものです。

\* 煩悩 （ぼんのう） 心身にまといつき、心を乱す

\* 歳神様 （としがみさま） 日本神話・神道の神様

## トランスジェンダー

戸籍上は、男性だが女性として暮らすトランスジェンダーの経済産業省の職員が、省内での女性用トイレの使用を制限された問題で違法だと国を訴えた問題は、最高裁で この制限に問題はないとした人事院の判定に『待った』をかけて高裁の判決を破棄し、職員の逆転勝訴が確定しました。(ジェンダーのトイレ使用を認める)・・・ことです。

性的少数者の職場環境をめぐり、最高裁が判断を示したのは驚きです。  
(こうした問題を取り上げることがビックリです)

原告は、健康上の理由で、戸籍上の性別変更（性別適合手術）は受けていません。経産省に就職してから、性同一障害の診断ののちにホルモン治療を続け、10数年前から女性の服装で働いています。

女性トイレの使用を望んだが、職場では「他の女性職員のこともあり」勤務場所から離れた別の女性用トイレの使用を求められた。

人事担当者が、「当事者の立場に立って真摯に調整を尽くす責務がある」・・・こととなった。

女性職員の「不利益を不当に軽視するもので、著しく妥当性を欠く」と述べられたうえで、ただし、不特定多数が使う公共施設の

トイレなどの在り方についての判決ではありません。

この職場では、原告が女性専用トイレの使用を始めてから、トラブルもなく、苦情を訴える職員もないことから、これを認める結果になったようです。

**「社会生活を送る利益」**の重要性だったとのこと。

柳ヶ瀬商店街や岐阜駅前のような雑踏地域での公共トイレ施設での使用は、難しいかもしれません。自宅や職場のトイレなら安易に理解が得られるということでしょうネ。男の私でも男子トイレで突然女装の人に出会えば周章狼狽（しゅうしょうろうばい）でしょう。

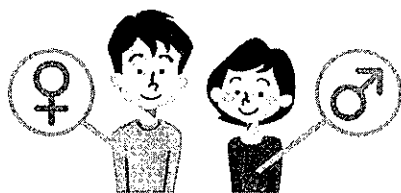
最近の子供は、「汲み取り式トイレは怖くて用を足せない」・・・

（まだ、汲み取り式があるの）？と聞かれるが、日本の下水道普及率は80パーセントぐらいで徳島県などは、18, 7パーセントという低い県もあり、汲み取り式の利用者は少なからずです。ちなみに山口市は、下水道普及率は、47パーセントほどですが徐々に普及率が伸びています。水洗トイレの歴史は意外と古く、エーゲ海のクレタ島に残る宮殿の遺跡調査によると、紀元前1600年ころの水洗トイレが発見されているそうです。

水洗トイレが日本に初めて登場したのは明治のころですが、武田

信玄公は、用便後に家臣が水を流し、人力による水洗トイレを愛用していたとのことですか？ （清潔な人物だったようです）

戸籍上は男性だが、女性として生活する性同一性障害の50歳代の女性職員が、トイレの使用問題で長期にわたり、孤軍奮闘（こぐんふんとう）してきたことは、少数者の意見が、取り入れられなかった閉鎖的な社会に一石を投じたことでしょう。

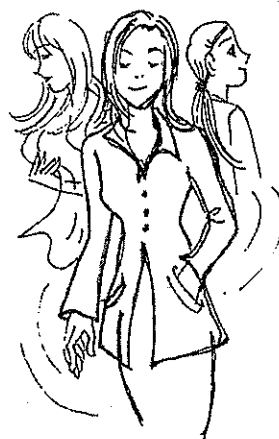


ジェンダー 男・女らしさなど生物的に違和感を持つ人

武田信玄 信玄こと、晴信は1521年12月1日（生）

周章狼狽 あわてふためく

孤軍奮闘 孤立した軍勢



## 差別・いじめ

自民党の杉田水脈「みお」衆議院議員のアイヌ民族らに対する差別的投稿をめぐり、札幌法務局が「人権侵害の事実があった」と認定したことを受け、与野党から杉田議員の資質を疑問視する声が相次いでいます。杉田氏は、過去にも「同性カップルや性暴力の被害者を念頭に置いた差別的」な言動を繰り返しています。

当該議員は、女性や特定民族への差別だと批判された過去の議員自身の発言については、「差別が無くなったら困る人たちと戦ってきた 私は差別をしていない」・・・と釈明していますが理解困難です。差別からの後追いが、いじめです。

文部科学省の調査では、小中高校など いじめ認知件数は、68 万件以上と過去最多を更新。こども庁によると連絡会議を設置し、対策の推進に躍起になっていますが、大きな成果は見られません。

私たちの、子どもの時代はいじめや喧嘩には暗黙のルールがあって、「参った」・・・と云えばそれで決着がついたものです。これが、礼に始まり礼に終わる武士道と察しています。昔の その昔に遡（さかのぼる）のですが、戦国時代の合戦でも、とどめを刺すことは、ありませんでした。お互いの領地の拡大を謀って（はかって）弓矢や

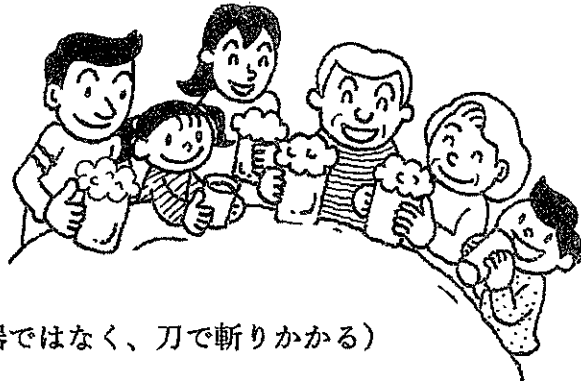
刀剣をもって、各々、豪族の戦（いくさ）がはじまり、甲冑（かっちゅう）を身に付けての奮闘で長時間の交戦は、続くはずがありません。日本刀は、直刀と湾刀（曲刀）があり、湾刀が主流を占めていた史もあります。湾刀の反りは美と機能性の両方を供え、敵に対する斬撃（ざんげき）を効果的に行うことのようにです。直刀のように刺突を主体とした戦闘向きではありません一般的な湾刀は、死に至らせるのではなく、手傷を負わせ戦力を奪うという手段だったようです。鎧袖一触（がいしゅういつしよく）ではありません。人間とは、恒常的に、いじめや差別で我が身を優位に立たせる醜い（みにくい）一面が窺（うかがえ）えます。

以前の繰り返しになりますが、「選良」といわれる国会議員が、人権侵害と認定されても、未だ、悪びれる様子もなく、思慮の浅い言動に誰もが辟易（へきえき）しています。

杉田氏は、過去の2度の衆議院選で、政党名で投票する比例中国ブロックで優遇され当選した人物です。与党はもちろん、公明党のベテラン議員からも「放っておいた責任は、自民党上層部にある」と強い口調で詰（せ）め、今後与党の厳しい対応が、求められています。

自民党の茂木幹事長は「人権審判」と認定されながらも自らの正当性を繰り返し主張する杉田氏を「しかるべき時に、適切に判断していきたい」・・・と述べられました。

文部科学省の問題行動・不登校調査では、いじめの重大事態も過去最多の 923 件だった。不登校の小中学生は、29 万 9 千人と 30 万人に迫り、世間が見逃している分を含むと想像を絶する数値とされます。時代を担う若者たちが、差別やいじめに負けずにたくましく生きて欲しいと国民の誰もが願っています。



斬 撃

(突く武器ではなく、刀で斬りかかる)

鎧袖一触

(相手をたやすく打ち負かす)

#### \* 重大事態

いじめで児童生徒の生命や心身、財産に大きな被害が生じたり長期間の不登校になったりした疑いのある事案。いじめ防止対策推進法で定義された。





## 珈 琲 (コーヒー)

カフェインは、適切な量であれば、「眠気の解消に役立ち、集中力を上げたりする」のに役立ちます。……のうたい文句の通り、多くの人に愛飲されています。

コーヒーの消費量が最も多いのがアメリカで、現在も多くのコーヒーメーカーやコーヒーショップが軒を連ねています。

インスタントコーヒーは、アメリカ合衆国が発祥とっていましたが、実は 加藤 了という日本人が、明治のころに発明したとのこと  
です。

加藤博士は、液体のコーヒーを真空状態で粉末化するという画期的な技術を開発し、コーヒー好きのアメリカ人の興味を集めました。  
ところで 世界一 高いコーヒーの名は「コピルアック」といいます。  
18 世紀以降、インドネシアはオランダに統治されていて農園で作られていたコーヒーは、すべてヨーロッパに輸出されていました。

コーヒーを作っている農民たちは、一度も飲んだ事がなく、風味さえも知らされていませんでしたので、味わうことなど ほとんどあきらめていました。 その後 ふとしたことから、ジャコウネコの糞(フン)に含まれていたコーヒー豆を広い集め、きれいに洗って飲む

と、これがなんとも言えないおいしい味だったことが発見され、うわさは、千里を走り 合衆国中に瞬く間に拡がりをみせました。

ジャコウネコの、腸内での消化酵素の働きでコーヒー豆に独特の香味が加わり、コピルアックは最高の風味だといわれています。

100グラム当たりの値段は6,000円から1万円。コーヒー一杯で8,000円の専門店もあるとか。

私なんかにはとても飲める代物（しろもの）ではありません。



\*マニア

愛着のこと

\*代物

代わりの品

\*コピルアック

ジャコウネコの糞からとられる

未消化のコーヒー豆です。





弁護士 「弁護をしたり、相談に応じる人」

弁理士 「特許・実用新案などを手伝う人」

司法書士「登記・測量・許認可を手伝う人」

〒501-2104 山県市東深瀬 521

☎ 22-1412 ㊟ 22- [REDACTED]

〒 090- [REDACTED] - [REDACTED]

山 崎 とおる

様式第6号（第6条関係）

領収書貼付用紙

|                    |              |                      |      |
|--------------------|--------------|----------------------|------|
| 年 度                | 令和5年度        | 項 目                  | 広報費  |
| 整 理 番 号            | 7            | 議 員                  | 山崎 通 |
| 支出の按分の<br>状 況      | (按分の内容)      |                      |      |
|                    | (按分率)        | (政務活動費充当額)<br>14,250 |      |
| 領 収 書 の<br>補 足 説 明 | 「私のひとりごと」印刷代 |                      |      |
| 領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄  |              |                      |      |

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

山崎 通

様

令和 6 年 2 月 5 日

|     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |  |
|-----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 金 額 |  |  |  | 9 | 1 | 4 | 2 | 5 | 0 |  |
|-----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|--|

収 入  
印 紙

但し

上記の金額正に領収いたしました

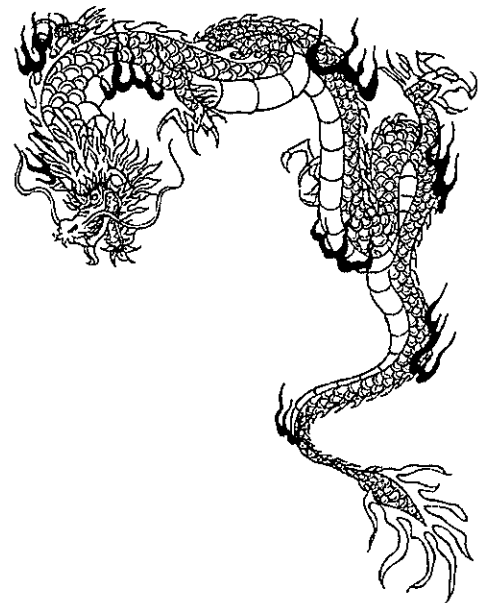
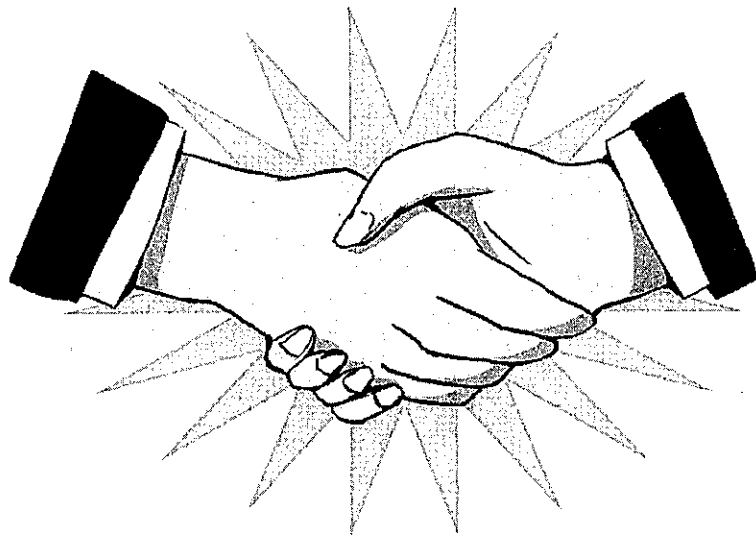
加 藤 印 刷

〒501-2102  
岐阜県山県市伊佐美420  
TEL <0581> 27-2236  
FAX <0581> 27-3204

T 7810991789915

私のひとりごと

No.21



山崎 とおる

ごあいさつ

平素は、ご笑読いただきありがとうございます。早いものでNo.21になりました。最近は、「待っていたぞ」・「今度は何かな」とか期待を込めて頂くことも多くなりました。 身に余る光栄です。

不慣れなため、誤字・脱字が多いかと思いますが、それでも少しでも皆様との意見交換ができればと思い一意専心に筆を走らせています。

私たちの山県市は、四方を山に囲まれた静かなまちです。市民の皆様の協力もあって安全・安心なまちで、大きな災害もなく、平穏に暮らせるこの地域（ち）がこれからも未来永劫（みらいえいごう）平和に暮らせることを願ってやみません。

これからも、皆さまにご指導ご鞭撻をいただき山県市発展に尽力してまいります所存です。

敬具

東深瀬 5 2 1 山崎 とおる

090- ■■■■ - ■■■■ ・22-1412

## ライドシェア

一般ドライバーが、自家用車を使い有料で顧客を送迎する「ライドシェア」の議論が進められており 政府は、規制推進会議で地方や海外の取り組みについて研究を始めました。都市部への導入を実現するにはタクシー業界への配慮が欠かせません。

全国で、タクシー不足が深刻なのが、昨今の状況です。インバウンド（訪日外国人）の急増やコロナによる働き手の転職で、運転手不足が大問題になってきました。主に観光地ではタクシーを待つ長い行列が目立ち、打つ手のないのが実情です。

まさに 轍鮒の急（てっぶのきゅう）ですが  
立ち足かるのは、道路運送法の存在です。



日本は、法治国家ですから何かにつけて法規制のクリアがスタートラインです。タクシーの運転免許証には2種免許の取得要件があり、指導や緩和対策が重要になってきます。

一般ドライバーが有償で客を運ぶことは、古い言葉でいうと『白タク』ですが、原則として禁止されています。全国のタクシー連合会によると個人タクシーを除くと現時点で23万人のタクシー乗務員が、活躍とのことですが、コロナウイルス禍前の19年に比べると2割以上

の運転手さんが離職されました。（コロナの影響もあるでしょう）

国土交通省は、移動需要の高まりに早急な対応が必要と焦りを隠せない状況です。

令和5年10月末からタクシー事業者の営業規制を緩め営業所を開設するには、原則5台以上の車両を保有しなければならない規制が、4台以下でも可能としました。しかし一方ではライドシェアの解禁には、安全の確保や車両整備で責任のとれる体制が疑問視されます。

タクシーの任意保険は、年に一度・車両整備点検は3か月に一度と義務付けられるなど、課せられるハードルは高く、これ等を、一般ドライバーに求めることは至難の業です。ライドシェアが台頭すれば、都市部では、玉石混淆（ぎよくせきこんこう）で、タクシー業界の経営が圧迫されます。反面、交通機関が乏しい地方（過疎地）では、身近で安価な交通手段として歓迎されるとして早急な対応が求められています。

タクシー事業者の反対も根強く自民党の議員連盟の会合では「安易なライドシェアは認められない」との意見が、相次ぎました。

岐阜県個人タクシー協同組合理事長の村上育裕氏（私の友人）曰く



(いわく)「各種の規制を一般ドライバーに求めることは困難」で、  
個人タクシー業界との共存共栄は、玉石同碎 (ぎよくせきどうさい)  
憂き目を見るのではと警鐘を鳴らしています。

ライドシェア新法は、「今秋成立」を目指しているようです。

人手不足は、タクシー業界に限っているわけではありません。飛騨み  
やがわ考古民族館は、地元の出土品などを展示するため 1995 年から  
民族間の開館を始めて来ました。当初は、冬季以外に開館していたが、  
来館者の減少で 予約のあった際にのみ開ける方式に変更されまし  
た。

千思万考を施したが、22 年には年間来場者数は 753 人までに減少  
しました。人口減が進む地域は、今後、無人開館の試みを探る方法以  
外これといった対策が、見つからないという結論に達しました。

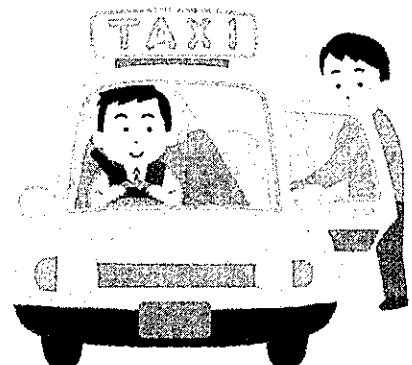
林宏優 山県市長も人口減少や過疎化対策には、必死に取り組んでい  
ますが、妙案はまだ 未来 (さき) のようです。💩 ごめんなさい

インバウンド 訪日外国人旅行者

轍鮒の急 苦境にある人をすぐに救う (荘子)

白タク 無資格営業自動車のこと

玉石混淆 玉と石の入り混じっていること





## 議会議員選挙

統一地方選挙とは異なり、一年遅れでやってくるのが、わが 山  
県市の選挙です。 （他の市町村でもおこなわれます）

地方議会の議員のなりて不足は、深刻な問題ですが、ごたぶんにもれ  
ず私たちのまちも、なりて不足は否めません。

（ 地方自治は、首長を有権者が直接選挙で選び、議員もそれぞれ住民の  
選意で直接選ばれます。 二元代表制と云います。

地方議員は、地域に住んでいることが要件で、多様な住民の声を聴  
き、議会を通じて適格な意見を、反映させるのを目的としています。

居住要件を満たしていない地方議員が、県選管から「当選無効」と  
判断される事例が複数ありました。 \*（国会議員や首長の選挙には、  
3か月前からの居住要件がありません）

（ 議会の声が弱まれば、市町村長（首長）へのブレーキが利かなくなり  
ます。他県の首長が、政策を次々と独断で進める騒ぎは後を絶ちませ  
ん。 災害や、期限に猶予のない緊急性を求める以外は、議会の議決  
を必要とします。

独断専行の兵庫県の明石市長は、全市民への金券の配布を専決し  
たり、橋梁の建設費用を、議会の承認を得ずに執行した例もあります。

「議会軽視」が著しい昨今、**議決**の重要性をうたがわれています。

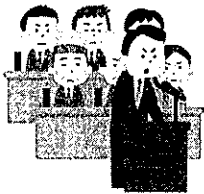
あらためて申すまでもなく、議会の権限は、議決権・批判監視・自律権・意見表明などの権限があります。

議決権とは、地方公共団体の意思や機関としての議会の意思を決定するために、議会に出された問題を決定する権限を言います。

（ 条例の制定・改廃も重要な責務です。条例とは、（憲法の範囲内でこのまちの法律をつくります） 改廃は、（改めること・廃止すること）です。

山口市における一定期間の収入・支出の見積額をいい、議決により決めるのが**予算**です。 歳入・歳出予算が確かに適正に行われたか（実績）を示し議決により決まるのが**決算**です。

地方分権改革の進展に伴い、地方の事務は増大し、自主的に定める



（ ことができる範囲が拡大してきました。議会の果たす役割と責任は重要になってきています。

議決権・批判監視機能など適切に発揮していく必要があります。

議員には、様々な権利がある一方で果たさなければならない責務も数多くあります。 きたる選挙には、市民の負託に応えるべき人材を選んで頂ければと願ってやみません。

## 墓じまい

供養の方法を見直し、墓石を撤去する「墓じまい」が、昨年の調査で知らされたのが全国で15万件以上に上り、過去に例がないほどの改装になりました。少子化高齢化・核家族化に加え、新型コロナの影響で墓参りも、一般的な法事なども主催するのが困難な時期があったことが「墓じまい」の引き金になったと思われます。山口市では、なじみの薄い、樹木葬や海などで行われる散骨などが注目されるようになりました。

人間の習性で、(コロナ禍の間、墓参りに行けなかった)などが影響して「**墓がなくてもいい**」と思う人が増えたのではないかと云うのが、生活文化研究所の見解です。

核家族化が進み、墓のお守(おもり)をしない世代が増えて、墓地の継承が困難になっています。「元気なうちに墓じまいをして、弔い方を自分で選びたい」と云うシニア世帯が増えてきました。



管理する人が、激減する中であって都市部では、近年大型の納骨堂が増え続けているそうです。宗教法人には、毎年 都道府県に財務関係書類を提出するよう【宗教法人法】で定められています。宗教法人が、

経営許可を受けた、全国の納骨堂とやらが、9830 か所で今も増え続けています。ここで 社会生活保持の「墓地埋葬法」が出てきますが、ずさんな審査で、経営許可が増え続けると過当競争が始まり、トラブルや経営不振につながります。 厚労省は、納骨堂の経営破綻や、経営不振で業務に支障をきたしていることを受け、経営の指導監督の徹底を求める通知を自治体に出しています。

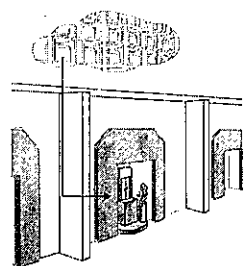
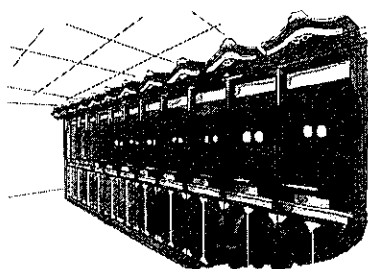
「墓地埋葬法には、納骨堂の経営者に（報告）を求めることを義務付ける規定がない」ことが発覚し、慌てて見直す始末です。

補助金交付を受けている業者や団体は、自治体側のチェックが甘くなると収支報告書も提出しないで、ぬけ目のなくやりすごす 既得権と云う悪しき慣習がはびこるわけです。

山県市内にも悪びれることもなく既得権益（きとくけんえき）に胡坐（あぐら）をかいている輩（やから）がいるとのことですね。？ ？

既得権益          すでに受けている権利益。

胡 坐          何もしないでいい気である。



## 生活保護、

首やひざの関節が痛む持病で、杖が離せないという鈴鹿市で暮らす女性（71歳）は、玄関から足を引きずりながら20m歩くのに8分もかかるというのは駐車場までの時間です。

買い物は車に頼らざるを得ない。「車は私の〔足〕なんです」

「頸椎症性脊髄症」（けいついしょうせいせきずいしょう）を発症して身体障害者1級となり、10数年前から生活保護を受けるようになった女性の例です。鈴鹿市役所から「あなたの生活保護受給を停止します」・・・問題は、女性の所有する自家用車です。市は「資産」とみなし生活保護受給者としての資格が適正ではないとのことで取り消し処分を求めています。女性が乗っているトヨタのカローラ（20年前）はポンコツで、処分するのに15,000円もかかるというシロモノです。

女性は、資格処分の取り消しを求めて地裁に提訴しました。

憲法には「生存権」が定められています。その理念に基づき、困窮するすべての人に最低限の生活を保護し、自立を助けるのが【生活保護】制度です。『最低限の生活』とはどういう状態を指すのでしょうか。その線引きが難しい問題となっています。自転車・電話・冷蔵庫・エ

エアコンなどは過去においては「高価な資産」として生活保護世帯には認められなかったこともありました。冷蔵庫の所有が認められなかった母子家庭の心中問題やエアコンを取り外された高齢女性が高温に耐えきれずに衰弱した事件などが問題となり、その後に保有が認められてきました。車輛については、保有を認めない自治体側が敗訴した実例もあります。

山間地に住む人や障害者らには、条件付きで保有を認めてきましたが、原則は許されていません。生活保護者には特典があり、医療費助成や交通費無料等などの補助が認可されています。

国民感情として生活保護世帯が、車を持ち回すのはいかなものかというのが本音のようです。公共交通機関が不便な地方では、車は生活の足として欠かせない。

国という大きな組織から地方の生活実態が把握できているかは疑問に思っています。「生存権は」単に生きているだけの権利ではありません。買い物をしたり、知人とのコミュニケーションをとったりして、社会から排除されない権利でしょうね。

車（足）を奪うということは社会の一員として、認めないということになります。

生活保護を受けながら大学への進学は、現制度では認められていません。

東京都 世田谷区は、生活保護世帯の子どもの大学進学を支援するため、2024 年度から大学費を上限で 50 万円・教材費と交通費を実費で支給する給付型奨学金を新設すると発表しています。

全国でもめずらしい画期的な制度です。

新型コロナ禍から、平時に移行し、支援策の多くが終了したこともあり、物価の高騰で、生活保護申請者が 5%の増加を見せた。

生活の立て直しに行き詰まる人が相次ぎ、支援の強化が急務となっています。 福祉の道は、前途遼遠（ぜんとりょうえん）ですね。

前途遼遠      はるかとおい道のり

